

特別支援学校の教職員による暴行事案について

令和2年2月26日、市立特別支援学校の教諭が生徒に対する暴行罪で起訴され、罰金30万円の略式命令を受けましたので、報告します。

1 所属

北綱島特別支援学校

2 当該教職員

教諭（男性 30代）

3 事案の概要

令和元年11月19日、校内のトイレにおいて、床に敷いたマットに仰向けに寝ている生徒の介助を行っていたところ、近くにいた当該教諭に当該生徒の手が複数回当たりました。それを受け、当該教諭が暴言を発しながら、当該生徒の肩を数回殴り、わき腹を数回蹴りました。

さらに、当該生徒の服をつかんで揺さぶり、その際、付近にあった当該生徒の車いすに右後頭部が当たり出血させ、怪我を負わせました。

4 経過

令和元年11月19日（火）

13:30頃 暴力等発生

15:00頃 下校後に通う放課後等デイサービスの職員が右後頭部の傷を発見
クリニックを受診、放課後等デイサービスの職員が保護者に連絡

16:00頃 右後頭部の傷について、当該生徒の保護者より学校に問合せ（当該教諭が対応）

17:00頃 当該教諭退勤後、他の教員が副校長に対し当該教諭による暴力等があった旨の報告

18:00頃 放課後等デイサービスを訪れた当該校の職員が、副校長に当該生徒の怪我を報告

19:00頃 校長が保護者に電話し、学校で負傷したことについての謝罪と調査することを伝える

【裏面あり】

11月20日（水）

校長・副校長による当該教諭や関係教職員への聞き取り開始
登校してきた当該生徒から様子を聞き取り、校長が当該生徒に謝罪
校長より所轄警察署へ相談
校長が当該生徒宅を訪問し、保護者に謝罪と経過報告

11月25日（月）

校長・副校長が当該生徒宅を訪問し、保護者に謝罪と経過報告

令和2年2月5日（水）

所轄警察署が当該教諭を傷害の容疑で逮捕

2月6日（木）・9日（日）

当該校で保護者説明会を開催

2月26日（水）

暴行罪で起訴され、罰金30万円の略式命令

5 対応状況

(1) 当該教諭への対応

事実関係を踏まえ厳正に対処します。

(2) 児童生徒への支援

当該生徒をはじめ、当該校に通う児童生徒に対し、必要に応じて、カウンセリング等ケアを行います。

(3) 他の教職員への指導・支援

当該校の教職員に対し、市教育委員会事務局による指導・支援を行います。

(4) 再発防止

ア 当該校においては、11月26日に再発防止委員会を立ち上げ、具体的な再発防止策について検討しています。

また、事案の振り返りやアンガーマネジメントの研修などを実施しています。

イ 教育委員会事務局においては、専門家を含めた形で原因究明と再発防止策を検討していきます。